

# 『同壇作法次第』について

田中博美

『同壇作法次第』という書名で、本所に架蔵されている一書がある。口絵に全部を掲載したが、煩をいとわず再録すれば、まず本文はおよそ左のようになる。

□<sup>(金和)</sup>同壇作法次第

□二年三月廿七日

顯惠僧都 頼胤阿闍梨

先當日寅冠闕伽水可取之作法如常

一可令用意物 五色 一筋両人料

○

歯木三支

五色歯木 両人料

三昧耶戒堂上一行列□堂作法如常

次大阿闍梨振鉢之後教授立座入壁代内

隨阿闍梨命先引入顯惠僧都<sup>立</sup>三礼

可着東礼盤<sup>前</sup>一次又引入頼胤被西礼盤<sup>廟力</sup>

之時同隨阿闍梨命教授催惣礼此時頼<sup>廟力</sup>□

三礼教授同立西ノ礼盤ノ西ニテ同。礼之

色職同三礼次頼胤着西ノ礼盤其後二人ノ

受者安<sup>三</sup>座礼盤ノ上<sup>一</sup>其後ノ作法如常次顯惠

金<sup>二</sup>可打之 次法用<sup>ミ</sup>了次金<sup>一</sup>丁

次受者表白神分等作法如例

次阿闍梨説戒如常 仏名廻向了教授<sup>(受力)</sup>

入壁代内 塗香□等如例一<sup>ミ</sup>授□者

先授顯惠<sup>ミ</sup>又傳頼胤自余作法如常

次召十才子取入棕手洗畢礼盤ノ辰巳角ノ邊ニ

置之受者二人□下礼盤<sup>井丸</sup>之後薦ヲ三折ニ□

秉了礼盤上ニ敷之顯惠□礼盤ノ

西ノ礼盤ノ西寄ニ□也次授歯<sup>(木力)</sup>於顯惠<sup>ミ</sup>

作法如常其作法了取歯木<sup>近</sup>大阿闍梨<sup>ミ</sup>如常

次頼胤授之作法如常□棕手洗ヲ賜十才子

次二人受者如元登礼盤 次二人ノ受者ニ与

金剛線各懸左ノ辟<sup>一袖ノ中</sup>押入之

次金剛水与之 阿闍梨<sup>(小土力)</sup>器ニ入分テ与之

兩人各三度飲之作法如常次顯惠下礼<sup>廟力</sup>

可着本座 次頼胤<sup>可</sup>同着本座也兩□立

其後教授退出也<sup>(阿)</sup>□<sup>蘭梨解</sup>□供

如元脇机ニ可 □ 五古扇同 □

可令着本座給也 次十才子居箱香呂箱等

大阿闍梨之左右可置之次十才子上壁代

可令取去礼盤一脚 □ 也次誦經導師

次第了各退 □

初夜金剛界

作法如常先顕惠引入之事了可退出其後小壇佛供

香衣(墨抹消)居替之次引入頬胤作法如前

五瓶行道出者只一度也

後夜胎藏

作法如初夜

五瓶行道了引入上房如初夜

本文は二紙で、この前後に各一紙を貼継いだ形で伝えられたものであ  
るが、現在ではさらに軸に白紙一紙と表紙が加えられた巻子本に仕立  
てられている。すなわち、表紙に統いて墨付四紙があり、これをいま便  
宜上、第一・四紙と呼ぶことにして、本文は第二・三紙となる。

第一紙、第二・三紙、第四紙はそれぞれ別筆である。

第二紙裏には端に「□壇記」の墨書があり、第一紙端裏書は「伝法同  
壇私記」と判続できるが、現在では本文冒頭の「□壇作法次第」の欠損  
部分に「同」の字を補つて本所登録書名とし、『国書総目録』もこれに  
従つている。第一紙には「依聖雲親王御命祖師大僧正被記之草案也」と  
誌されている。すなわちこれは、聖雲法親王が、顕惠僧都と頬胤阿闍梨  
に、同時に伝法灌頂を授けるにあたって、祖師大僧正が遺漏なきを期す  
ために、聖雲に書与えた作法次第であると考えられる。

『三宝院流洞泉相承口訣』<sup>(1)</sup>第十四に運動が著した、「伝法灌頂胎藏界  
伝聞記」のなかに「両受者行様」の一項がある。それによれば、

上堂列、両受者同輩之時二人共大阿闍梨跡立列、上藤先立一行也、  
於堂場著同座也、還列雖同輩両受者立列無之上藤一人也、其時於内  
道場先下座受者前五股念珠袈裟等付属有之、後之上藤受者付属催還  
列也、是又一向甲乙有之者、上堂之時不立列、不著座、自後戸引入  
壁代作法也、自古來同輩両受者之時多分還列略之古實也、  
とある。すなわち二人の受者が同輩たる時は、二人同時に大阿闍梨に從  
つて、堂場に於ても同座に著すること、但し還列は上藤一人のみに行う  
か、または省略すること、一方二人の間に明らかな差異があるときは、  
二人を同時に立列させず、また著座させぬこと、後戸から壁代に引入れ  
て、作法を行なうべきことなどが誌されている。

『同壇作法次第』に見えるところは後者の例のようである。

『東宝記』<sup>(2)</sup>第四に「一代々法皇於東寺御入壇例事」なる一項があり、  
後一條天皇の徳治三年正月廿六日、後宇多上皇が灌頂をうけた際、無品  
親王聖雲は嘆德師を勤め、持花衆廿二口の中に法眼顯恵の名が見える。  
『伝法灌頂師資相承血脉』(醍醐寺藏)<sup>(3)</sup>には左の如く誌されてい  
る。

親玄（元）、  
無品親王聖雲

親憲（元）、  
大納言僧都八幡  
大長元十二二遍智院十六口

顕惠（元）、  
大納言僧都  
正和二十三廿七同院同土十口

頬胤（元）

『伝法灌頂師資相承血脉』の中には、弟子同士をつなぐ横線が随所に  
見られ、その多くは同日又は同壇の灌頂を受けたことが注記されている。  
そして両者の藤次は必ずしも等しくなさそうである。この場合も顯  
恵僧都と頬胤阿闍梨との間にあきらかな法藤の差があつて、二人を同列  
にあつかえなかつたことによるのであろう。けだし、初夜・後夜の作法

においても、顯惠の加持作法終了後、頼胤に対し同前の作法をくりかえしている。これは、『三宝院流洞泉相承口訣』に、「初後夜者讚所両受者著座、但甲乙有之時各座儲之、同輩時同座着座ス、引入之事先正受者作法悉畢出讚所座、後片受者引入作法兩度也」に対応するものであろう。

その他、金剛線の与え方等も二つの史料の伝えるところは酷似している。ただし、『同壇作法次第』に見えて、『三宝院流洞泉相承口訣』に見えぬのは、三礼が同時となることである。すなわち後者には、

戒場壁代中、両受者之時礼盤一脚並立也、三礼同時他、各作法同時勤之、

と記されているが、前者には三礼を同時に勤めている様子がうかがわれない。これは、後者が、二受者に差異ある時の作法を書き落したためか、あるいは別の流儀なのか俄かには断じがたい。東密三十六流の呼称があるように各流の行軌にさまざまな変化があり、『諸流流行要』の伝えあるところでは、両受者立列の作法だけでも、五つのヴァリエーションを伝えている。すなわち、

一義左右相並應永一義

一義両日前後立

一義一人立一人壁代後居不立列

一義當日前後後朝両度引列

玄海授與時也

一義當日前後後朝並立

快成法印授與時

の五つであり、「已上五義應永記ニ出ツ」とされている。

聖雲から連助まで五百年近いへだたりがあるが、三宝院流伝法灌頂がほぼ正しく古儀を伝えていることを証す上でも『同壇作法次第』は貴重な史料といえよう。

聖雲法親王は前掲の『東宝記』卷四に拠れば龜山天皇々子とされ、『諸門跡譜<sup>(5)</sup>』は正和三年六月十五日、四十四才をもって薨じたことを伝える。『醍醐寺新要録』卷第十四座主次第篇は、第四十九代・第五十二代にその名を記している。『尊卑分脈』『皇族考證』は格別の知見を与えない。『本朝皇胤紹運錄』によれば、母は左中将実平女である。

顯惠僧都については、『東宝記』以外の記事を知らない。

頼胤阿闍梨についても詳らかにし得ないが、『血脉類集記』第十三に弘安八年親助律師が灌頂をうけた時、十弟子を勤めているのがその人であろうか。通常十弟子は年少の沙彌である。疑問の余地を残す。

祖師大僧正はおそらく、巻末にも別筆で示されているとおり、聖雲法親王の師、地蔵院前大僧正親玄をさすものと思われる。

ところで、第一紙の端裏、すなわち、「伝法同壇私記」の墨書の右脇に別筆で記されている、「覺雄大僧正真蹟」をどう理解したらよいだろうか。これを解く鍵は裏文書が与えてくれる。

そこで次に、裏文書にふれてみたい。

不動尊像一舎

被奉渡候了以

專使送給先爲

本意候重修久

積之由殊擧敷

存候彼仁得少職

候者早可令奉送候

勝俱胝院草堂事

留守仁可然之者不候仍

未遣人候也尚々不動

被奉渡候真実

為悦候恐々謹言

正月廿五日 長通

乍臥染愚筆候  
委曲期參拜誠恐  
敬白

四月廿九日長通

註  
(1) 『真言宗全書』第三十三卷所收。  
(2) 『続々群書類從』第十二所收。

(3) 醍醐寺文化財研究所『研究紀要』第一号所收、一九七八刊。  
築島裕氏の解題があつて、本文中に誌された最新の年紀「嘉曆四年四月八日」をあまり下らない時期に本書が成立したと推定しておられる。この血脉は『血脉類聚記』(真言宗全書所収本)や『三宝院伝法血脉』(続群書類從所収本)その他流布している血脉類などもかなり違つており、本文にのみ見出される僧名が少くない。

長通はおそらく我氏であり、のちの覚雄大僧正の父であろう。覚雄は応安二年六月十八日寂で、すでに『大日本史料』第六編之三十にその伝記が載せられている。覚雄は地蔵院親玄に入室するのであるが、その時期についての史料は今のところ見あたらない。文中の「彼仁」を覚雄をさすと考えてよければ、覚雄を入室させるにあたって、その昇進をすみやかならしめたため、父久我長通が地蔵院親玄にその条件を呈示したものとの理解できよう。

ちなみに正和二年当時覚雄は十四才であった。入室の年令として考えて不都合はないであろう。

なお久我長通は北朝の前太政大臣で、文和二年八月二十七日薨、その伝記は『大日本史料』第六編之十八を参照されたい。

以上を総合すると、本文の料紙は、長通から親玄への書翰、本文は親玄の自筆と一応理解できよう。その場合、親玄とその跡を襲つて地蔵院を嗣いだ覚雄とを、後人がとり違えたものと考えられる。

なお、『岩崎小彌太氏所藏文書』<sup>(6)</sup>一には左記の長通の書翰がある。いまどりあげた紙背文書との間に直接の因果関係を示す材料はないが、参考のため掲出する。

拜稽首白入業之<sup>(7)</sup>

儀無為無事多年

之本意此時之満足

誠雖知結縁之鑑觴

豈非感應之令然哉

渴仰合掌悅豫銘

肝此趣為表懇緒

- (4) 『真言宗全書』第二十三卷所收。
- (5) 『群書類從』系譜部所收。
- (6) 本所々藏影写本。
- (7) 長通には覚雄のほか、出家した子息として長覺・良守・乘圓の三名がおり、入業が誰のことさすかつまびらかでない。
- 本解説執筆にあたっては、菊地勇次郎氏より種々の御教示を得た、記して感謝したい。